

令和3年11月29日

自由民主党 文部科学部会
部会長 山本ともひろ殿

学校法人のガバナンスのあり方に関する意見

全国専修学校各種学校総連合会
会長 福田益和

日頃から、専修学校各種学校教育の振興にご理解、ご支援を賜りますこと、改めて御礼申し上げます。

本日は、学校法人のガバナンス改革に関して、このような機会をいただきましたことあわせて感謝申し上げます。

現在、全国に専修学校が3,115校（うち学校法人の設置する学校2,198校）、各種学校が1,102校（うち学校法人が設置する学校410校）あり、職業教育を中心に地域人材育成に努めていることはご承知のとおりです。

以下、本年3月に取りまとめられた「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」（学校法人のガバナンスに関する有識者会議）および学校法人ガバナンス改革会議で議論されている、今後の学校法人のガバナンス改革の検討案に対して、団体としての意見を申し述べます。

- 学校法人制度は、公益的性格をもつ法人としてとくに教育に特化した学校運営限定の制度である。多種多様な事業分野の公益法人のガバナンスのあり方と、教育に特化した学校法人のガバナンスのあり方は自ずと異なる。少なくとも学校が永続性をもって運営されるために必要な基本的要件が、現行制度に反映されている特性を理解したうえで、学校法人制度の改革を推進すべきと考える。
- ガバナンスの強化の観点からは、令和元年の私立学校法改正において監事によるチェック・監督機能が強化されたところであり、今回提示された評議員会による理事会運営に対する監督機能の強化を論ずるのであれば、令和元年の監事に対する内部統制の機能強化の状況を検証することが優先されるべきと考える。そうしたガバナンス強化に対する重要な検証を経ずして、新しい改革ばかりに専心すべきではない。
- 安定的な学校運営の実現に資する経営面と教学面の連携にとって重要な、学校法人制度全体の特質や歴史についての理解がないままに、先行する公益法人改革の議論やコーポレート・ガバナンス等を基に、学校法人のガバナンス強化をことさら強調することは、個々の私立学校がもつ建学の精神や教育理念に基づく教育の特性を、ともすればないがしろにする可能性もはらんでいると言わざ

るを得ない。

- つまり、建学の精神を掲げて、私財を寄附することにより教育を行うことを前提としている学校法人において、意思決定機関としての理事会が教育とともに経営に対する責任も負うことが自明である。それにも関わらず、経営責任のない第三者的立場の評議員会に、より強い意思決定権を与えることは、当該学校法人設立の主旨が継続されない可能性があるということ。何より理事会・評議員会が意思疎通して運営されることが重要である。このことは、実質的に私立学校に教育の多くの部分を委ねているわが国の教育全体の衰退にすら、つながりかねないとの懸念をもつものである。
- 最大の問題点は、これまで性善説によって維持・運営されてきた70年を超える学校法人制度の大転換を推し進めることが、学校法人による不祥事根絶につながる保証などまったくなく、かえって教育現場に大きな混乱を招く結果になることが、十分に想定されることである。
- 都道府県所轄の専修学校および各種学校（学校法人・準学校法人を含む）の場合、私学振興助成法に基づく私学助成を受けていない。にも関わらず、税制上の優遇措置が同等というだけで、すべて1条校の学校法人と同様の措置とすることには、きわめて強い違和感がある。格差をそのまま放置して、ガバナンスの強化だけを議論すべきではない。
- また、ソフトローとして団体独自の取り決めであるガバナンス・コードの整備も推奨されているが、自助努力で学校を運営してきた準学校法人については、地域ごと、教育分野ごと、規模の大小などさまざまな条件が異なる学校の意見を集約し、取りまとめることは容易でない。評議員と理事の兼職禁止や、監事の常勤化および監査法人による会計監査の義務化についても、法人の規模を十分に配慮すべきである。とくに私学助成がない中で新たな財政負担を伴うガバナンスの強化を行うことは、逆に準学校法人の経営を揺るがしかねない。
- なお、専門学校のうち職業実践専門課程認定校および修学支援新制度確認校については、既に大学と同様の情報の開示が実質的に義務化されていることを踏まえ、将来的には都道府県所轄の準学校法人についても、同様の措置をとることが必要と考える。
- 同様に、大学法人に義務化されている中期事業計画の策定については、職業教育機関として社会的ニーズを速やかに教育に反映させることが求められる専門学校においても重要である。専門学校への第三者評価の導入については、かなりの困難をともなうと思われるが、その制度化を視野に入れた場合、中期事業計画策定の将来的な努力義務化の方向性も検討すべきと考える。

- 学校法人制度は制度発足当初から、理事会が最終意思決定機関である執行機関として、そして評議員会が諮問機関として、自主的・自律的なガバナンスの改善を行ってきた経緯がある。また、近年、数次にわたる私立学校法の改正を経る中で、役員の実任の明確化、監事による理事の業務執行状況の監督と理事会・評議員会の招集権等、チェック・監督、牽制の機能が大幅に強化されるなど、ガバナンス機能の充実が図られてきた。
- 一方で、有識者会議の報告書にもあるように、学校法人をはじめとする公益的な法人には各種の公的財政支援や税制上の優遇措置等が講じられており、学校法人として設立された法人であれば、基本的に私学助成や税制的な優遇措置の対象となっている。
- これまでわが国の教育全体に大きな役割を担ってきた私立学校が、公益性や公平性といった観点等から今後も社会からの信頼と理解を得て、その期待に応え続けるために、ガバナンス強化の方向性が求められていることについては、当然のことと理解しているところ。
- しかしながら、学校法人制度の改革を進めるにあたっては、学校法人制度の創設の経緯や現在の運用状況、さらには制度の今後のあるべき理想像などについて、当事者たる当該学校法人の意見を十分に反映することが肝要と考える。